

大津市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答 申 第 99 号)

令和7年2月27日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

特定個人情報保護評価書（地方税に関する事務（全項目評価書））（案）（以下「評価書案」という。）を点検した結果、その内容はおおむね適正であると判断できるが、「第4 点検の結果」に記載のとおり意見を付す。

第2 諮問の経過

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、諮問実施機関においては、令和8年1月から、ガバメントクラウドを活用した運用を開始される予定である。ガバメントクラウドの利用開始に伴って、特定個人情報の保管場所等が変更になることから、特定個人情報保護評価書（地方税に関する事務（全項目評価書））に重要な変更を加える必要が生じ、このことから、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される当審査会に第三者点検として諮問されたものである。

第3 点検の経緯及び方法

本件第三者点検は、特定個人情報の取扱いや情報セキュリティ等にかかる専門的な事項について、調査審議する必要があることから、大津市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条の2第1項の規定に基づいて、大津市情報公開・個人情報保護審査会専門部会（以下、単に「専門部会」という。）を設置して、専門部会において調査審議し、その結果を審査会に報告するといった形で進めてきた（令和6年12月26日に開催の第7回大津市情報公開・個人情報保護審査会における決定事項である。）。

本件第三者点検は、専門部会において、①評価書案について諮問実施機関からの説明聴取による確認を行ったこと、②諮問実施機関に対する質疑とその応答による確認を行ったこと、以上2つの方法を採用し実施した。

第4 点検の結果

評価書案について、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）第10の1（2）に規定される審査の観点に基づいて、適合性及び妥当性について点検したところ、適合性については、評価書案について30日間という期間を設定し適切に住民等から広く意見を求めたことやガバメントクラウドへの移行を見据え適切な時期に評価の再実施を行う計画であること等、また、妥当性については、ガバメントクラウドへ移行するに当たって、特定個人情報を消去する方法が評価書案に具体的に記載されていることや特定個人情報の保管場所の態様やアクセス制限等について具体的な記載があること等、諮問実施機関の評価書案はおおむね適正であると評価できたことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。但し、当審査会としては、評価書案について別表第1のとおり意見を付すので、諮問実施機関において検討の上、適切に対応されたい。また、評価書案の修正事項には該当しないものの、基幹系業務システムをガバメントクラウド環境下の標準準拠システムに移行するに際して、かかる情報セキュリティや災害時の対処等移行に際

し、審査会として確認を行った事項と諮問実施機関の見解を別表第2に整理する。この別表第2の内容も、当審査会が、評価書案をおおむね適正と判断するに至った実質的な検討内容である。

今回は、評価書案についておおむね適正であると判断したが、今後においても、個人情報とりわけ特定個人情報の取扱いについては、社会情勢の変化等を十分に考慮し、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努め、万全の保護措置を継続されるよう要請する。

第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年12月18日	諮問書の受理
令和6年12月26日	本件について専門部会での調査審議を決定
令和7年 1月27日	専門部会での審議
令和7年 2月 6日	専門部会での審議
令和7年 2月26日	審議
令和7年 2月27日	答申

第6 専門部会に属すべき委員及び専門委員

専門部会に属すべき委員及び専門委員は次のとおりである。

職名	氏名	職業等
委 員	駒林 良則	立命館大学法学部教授
委 員	本多 滝夫	龍谷大学法学部教授
専門委員（部会長）	渡辺 靖彦	龍谷大学先端理工学部講師
専門委員	和泉 志津恵	滋賀大学データサイエンス学部教授

項番	評価書案該当ページ	意見の内容	備考
1	9	システムの図において、ガバメントクラウドへの移行に際して、変更する必要があると思われるため、検討の上、必要に応じ変更すること。	妥当性の審査（当該事務における特定個人情報の流れの記載他）。
2	3 4	「端末にアクセスする利用者のパスワードについては定期的な変更を実施している。」とあるが、パスワードの定期的な変更ではなく、「十分な長さとし、文字列は想像しにくいもの（〇〇等）にする。」等の記載が妥当と思われる。	妥当性の審査（特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策他）。
3	4 1	ガバメントクラウドの利用によって、市の保有するデータに国及びクラウド事業者が不必要にアクセスすることが懸念される。この点について、更に詳しく示すことはできないか。	
4	4 1	「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」とあるが、最新のものに置き換えの上、関係ある記載を変更すること。	

項番	審査会の確認内容	諮問実施機関の見解	備考
1	パブリックコメントの結果、意見の提出が無かったとあるが、内容が複雑で市民によっては意見が出しづらかったものとする。他市と状況の情報交換等はされているか。	情報交換とまではいえないが、意見の提出が無かった自治体が多いものと認識している。知る限りでは1市、意見の提出があったと聞いている。	適合性の審査（適切な方法で広く国民の意見を求めた上で必要な見直しを行っているか他）
2	ガバメントクラウドへのデータ移行はどのように進めるのか。	他自治体において、移行経験のある事業者へ委託を行い、その知見を生かしながら、確実な移行を進める。	妥当性の審査（特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策他）。
3	ガバメントクラウドは単独利用方式か共同利用方式いずれで利用するのか。	共同利用方式で利用する予定。システムベンダ側からの提案は、ほとんど共同利用方式であるため、多くの自治体がこれを選択する認識である。共同利用領域の中にまず各自自治体の環境が構築され、そこに個別のアプリケーションが入るといった形である。そのため、共同利用する他の自治体とデータが混ざる等は考えられない。	
4	ガバメントクラウドによって、情報漏えい等のリスクが増大しないか。	データの移行等は暗号化の上で行うとともに、ログやアクセス権の管理により、リスク軽減を図る。また、意識付けとして、職員に対する全庁的な研修に加え、システムごとの研修を行い、リスク周知を図っていく。	
5	ガバメントクラウドの場所はそもそも非公開かと思うが、データセンターの視察等は市で実施できるのか。	現在は、市の情報政策課職員が年に1回、データセンターの現地確認を行っているところであるが、ガバメントクラウド移行後は、その場所も非公開であり、そういった確認ができるかは不透明な状況である。但し、国が設置するクラウドを利用することから、当然、国においてデータセンターの安全性の確認は、責任をもって行われるものと認識している。	

6	<p>中間サーバにおける「データセンター」、ガバメントクラウドにおける「データセンター」とあり、同じ用語で違う意味の記載がある。このような点を更に分かりやすく記載できないか。</p>	<p>「データセンター」は国の記載から引用した用語であることから、現状の記載のとおりとしたい。さらに分かりやすい記載にすることについては、今後に向けた課題として御意見を頂戴する。</p>	<p>妥当性の審査（特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要他）</p>
7	<p>ガバメントクラウド移行後の業務委託の体制は、どのようなものか。</p>	<p>業務システムの保守は現行ベンダへ委託することとなっている。RFIの結果、現行ベンダにて標準化を行うこととなったため、標準化後も現行ベンダに保守いただくものである。</p>	
8	<p>データの消去方法について、クラウド事業者において「確実にデータを削除する」とあるが、その削除記録等は把握できるのか。</p>	<p>システム運用上はログで記録される。また、ベンダの切り替えによるデータ削除については、別途の報告等を受ける予定である。</p>	
9	<p>特定個人情報ファイル記録項目があるが、この項目の並びも自治体によって違う。そこを標準化することも今回の標準化の狙いであると認識しているが、この項目は、変更等必要ないか。</p>	<p>現状の標準化を見据えた中では、この部分を新たに付け加えたり並び替えたり等は必要ないと考えているため、現状の記載で標準化以降もシステムが保有する項目は満たしていると考えている（ベンダとも協議済み。）。ただ、今後、制度の変更等、新たに記録すべき情報が増えた場合等には、この部分も適宜修正する必要があると認識している。</p>	
10	<p>災害時等、ガバメントクラウド環境への接続ができなくなった際の対策は考えているのか。バックアップ等の対策は。</p>	<p>ガバメントクラウドとして、国内2カ所のデータセンターが用意され、一方で本番稼働、もう一方でバックアップがされる。また、本市においても一部データのバックアップを別に行い、緊急時には縮退運用が可能な体制を予定している。</p>	<p>妥当性の審査（特定されたリスクを軽減するための措置についての具体性他）</p>

1 1	<p>ガバメントクラウドへの接続は特定の端末からのみ可能となるのか。その接続はどのように行うのか。</p>	<p>ガバメントクラウド対象業務を取り扱う職員の端末からのみ接続可能である。接続は〇〇により行う（LGWANによる接続はコストの観点から採用を見送っている。）。なお、端末のユーザは基本1人だけで、複数の職員が同じ端末を使用することはなく、IDやパスワードを共有することもない。</p>	<p>妥当性の審査（特定個人情報にアクセスする際の認証他）</p>
1 2	<p>ガバメントクラウドは便利ではあるが、情報セキュリティ上の問題が発生すると、それは単独の団体（大津市）だけの問題ではなく、全国の問題になる可能性もある。関わる者（大津市職員や関係するIT事業者を含む）の情報セキュリティに係る教育、啓発等を通じた意識改革が必要になってくる。その部分の厳しさを理解しガバメントクラウドへの移行、使用をされたい。</p>	<p>本市及び関わる事業者と相談し、また、国の動向も考慮し、今後どういった体制が良いのかを検討、判断していきたい。貴重な御意見として頂戴する。</p>	<p>妥当性の審査（リスクを軽減させるための措置等）</p>